

木更津市告示第29号

市税の申告等の期限の延長

木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（木更津市国民健康保険税条例（昭和50年木更津市条例第28号）の規定によるものを除く。）のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年2月8日

木更津市長 渡辺 芳 邦

都道府県名	指定地域
富山県	全域
石川県	全域